

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年10月12日

【四半期会計期間】 第23期第2四半期(自平成24年6月1日至平成24年8月31日)

【会社名】 株式会社マックハウス

【英訳名】 MAC HOUSE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 舟橋浩司

【本店の所在の場所】 東京都杉並区梅里一丁目7番7号

【電話番号】 03 3316 1911

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 杉浦功四郎

【最寄りの連絡場所】 東京都杉並区梅里一丁目7番7号

【電話番号】 03 3316 1911

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 杉浦功四郎

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第2四半期 累計期間	第23期 第2四半期 累計期間	第22期
会計期間	自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日	自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日	自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日
売上高 (百万円)	18,935	18,463	40,449
経常利益 (百万円)	696	1,126	2,112
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (百万円)	79	676	1,895
持分法を適用した場合の投資 利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	1,617	1,617	1,617
発行済株式総数 (千株)	15,597	15,597	15,597
純資産額 (百万円)	12,204	14,551	14,178
総資産額 (百万円)	25,571	27,104	28,534
1株当たり四半期(当期)純 利益金額又は四半期純損失金 額() (円)	5.08	43.95	121.55
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益 (円)	-	43.94	-
1株当たり配当額 (円)	-	10.00	10.00
自己資本比率 (%)	47.7	53.7	49.7
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	1,001	636	2,698
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	92	53	941
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	217	380	281
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (百万円)	8,391	9,923	10,994

回次	第22期 第2四半期 会計期間	第23期 第2四半期 会計期間
会計期間	自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日	自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	10.35	9.63

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第22期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第22期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間（平成24年3月1日～平成24年8月31日）における我が国経済は、東日本大震災の復興に向けた施策等により回復の兆しが見えてきたものの、欧州諸国政府の債務問題や円高の長期化などから、先行き不透明な状況にあります。

1) 消費環境の概要

消費者マインドは持ち直しつつあるものの、節約志向への意識は依然として強く、予断を許さない状況が続いております。

衣料品の消費に影響を及ぼす天候は、前半においては気温が平年を下回る日が多く、また後半には記録的な集中豪雨や竜巻が発生した地域もあるなど、不順でありました。

2) 当社の状況

このような状況の中、当社は以下の施策を実施して客層の拡大を図り、売上・利益の拡大に努めてまいりました。

商品施策

「ナノプラチナデニム」「香り付Tシャツ・ジーンズ」「着心地ひんやりインナー SARARI Cool」有機栽培によるオーガニックコットンから作られる天然素材「orgabits」など、お客様のニーズに応える様々な機能を付加した商品を開発し販売いたしました。特に、「ナノプラチナデニム」は化粧品などに配合されるナノプラチナコロイドを付着させた世界初のジーンズであり、抗菌・防臭・清潔が持続する効果も相まって、販売は好調に推移、併せて、「香り付Tシャツ」については、ライオン株式会社と共同で、「香りとデオドラントのソフラン」のフローラルアロマの香りを初めてマイクロカプセル化し生地に付着させた今までにない新感覚ウェアを実現し好評を得ております。

また、「Lee Cooper」ブランドTシャツの販売を開始、同ブランド商品については本年9月15日にフラッグシップショップをオープンした他、全国のマックハウス、ゴールウェイで本格展開を進めていきます。

その他の施策

T V C Mの継続実施、フリーマガジン「NANA style」の発行、モバイル会員向けの機動的な情報発信など、折込チラシ依存からの脱却を図るべく引き続き積極的かつ多面的な販売促進策を実施しました。また、毎月15・16日を「シルバーデー」として60歳以上のお客様に割引を実施するなど、シニア層の拡大にも努めました。

店舗につきましては、店舗イメージを向上させるべく30店舗の改装を実施、新たな売場作りを推進し幅広い客層の拡大を図ったほか、環境を意識した地域密着型エコショップを開発するなど新規出店9店舗、退店14店舗により、当第2四半期会計期間末店舗数は477店舗（前年同期比33店舗減少）となりました。

これらの結果、当第2四半期累計期間の既存店は前年同四半期の売上を確保することができましたが、不採算店の退店等による店舗数の減少により、売上高は18,463百万円（前年同四半期比2.5%減）、売上総利益率は商品回転率の改善による鮮度向上で前年同四半期比1.3ポイントの改善及び販管費の戦略的コントロールに注力した結果、営業利益は1,049百万円（前年同四半期比58.2%増）、経常利益は1,126百万円（前年同四半期比61.7%増）、四半期純利益は676百万円（前年同四半期は四半期純損失79百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

（総資産）

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ1,430百万円減少し、27,104百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ1,257百万円減少し、19,750百万円となりました。これは主に現金及び預金が1,077百万円減少したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ172百万円減少し、7,353百万円となりました。これは主に閉店により敷金及び保証金が233百万円減少したこと等によるものであります。

（負債）

当第2四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ1,803百万円減少し、12,552百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ1,627百万円減少し、9,373百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金が913百万円、ファクタリング債務が581百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ175百万円減少し、3,178百万円となりました。これは主に長期リース資産減損勘定が125百万円減少したこと等によるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ372百万円増加し、14,551百万円となりました。

これは主に剰余金の配当155百万円、自己株式の取得157百万円を行った一方で、四半期純利益を676百万円計上したことによるものであり、総資産に占める自己資本比率は53.7%となり前事業年度末に比べ4.0ポイント増となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前事業年度末に比べ1,071百万円減少し、9,923百万円となりました。

また、当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果支出した資金は、636百万円（前年同四半期比365百万円減）となりました。

これは主に、税引前四半期純利益を1,125百万円計上するとともに、仕入債務の減少1,488百万円を計上したこと等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果支出した資金は、53百万円（前年同四半期は92百万円の収入）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得により132百万円支出した一方で、敷金及び保証金の回収による収入が158百万円増加したこと等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果支出した資金は、380百万円（前年同四半期比163百万円増）となりました。

これは主に自己株式の取得による支出157百万円及び配当金の支払額155百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,000,000
計	31,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年10月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,597,638	15,597,638	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株で あります。
計	15,597,638	15,597,638	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年7月6日
新株予約権の数(個)	213(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成24年8月1日 至平成54年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 468 資本組入額 234(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役 役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社の普通株式100株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式(普通株式の無償割当ての比率は、自己株式には割当てが生じないことを前提として算出した比率とする。)により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後割当株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後割当株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で調整する。

また、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社で完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の目的である株式の内容として当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。

1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

新株予約権が()重大な法令に違反した場合、()当社の定款に違反した場合又は()取締役を解任された場合には行使できないものとする。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。

新株予約権者が死亡した場合、上記 に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。

その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の新株予約権の交付

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 2 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、(注) 3 及び(注) 4 の定めに準じて、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自 平成24年 6月 1日 至 平成24年 8月31日	-	15,597,638	-	1,617	-	5,299

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成24年 8月31日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目39番 8号	9,389	60.20
マックハウス共栄会	東京都杉並区梅里一丁目 7番 7号	1,437	9.21
美濃屋株式会社	岐阜県岐阜市柳津町高桑五丁目112番地	483	3.09
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番 3号	288	1.84
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8番11号	243	1.55
いちごトラスト (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	SECOND FLOOR, COMPASS CENTRE, P.O. BOX 448, SHEDDEN ROAD, GEORGE TOWN, GRAND CAYMANKY1-1106, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋3-11-1)	236	1.51
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1番 2号	198	1.26
株式会社銀座伊勢由	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目 5番 5号	129	0.83
マックハウス従業員持株会	東京都杉並区梅里一丁目 7番 7号	119	0.76
株式会社ピオウビィ・ウィン	東京都練馬区春日町四丁目20番 3号	97	0.62
計	-	12,622	80.87

- (注) 1 上記のほか、自己株式が227千株(1.77%)あります。
2 マックハウス共栄会は当社の取引先持株会であります。
3 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、当該各社の信託業務に係る株式であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 277,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,298,900	152,989	-
単元未満株式	普通株式 21,238	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	15,597,638	-	-
総株主の議決権	-	152,989	-

(注) 上記「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式20株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里 一丁目7番7号	277,500	-	277,500	1.77
計	-	277,500	-	277,500	1.77

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成24年6月1日から平成24年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年3月1日から平成24年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、優成監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有しておりませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当第2四半期会計期間 (平成24年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,603	12,525
売掛金	405	498
商品	6,144	6,069
前払費用	407	405
繰延税金資産	324	174
その他	122	76
流動資産合計	21,008	19,750
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	174	168
建物附属設備（純額）	621	699
構築物（純額）	44	46
工具、器具及び備品（純額）	54	62
車両運搬具（純額）	-	2
土地	238	238
その他	0	1
有形固定資産合計	1,134	1,221
無形固定資産	113	112
投資その他の資産		
長期前払費用	196	188
敷金及び保証金	5,812	5,578
繰延税金資産	218	183
その他	111	124
貸倒引当金	60	55
投資その他の資産合計	6,277	6,019
固定資産合計	7,526	7,353
資産合計	28,534	27,104

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当第2四半期会計期間 (平成24年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,544	4,630
ファクタリング債務	3,166	2,584
未払金	551	490
未払法人税等	123	295
未払費用	769	739
賞与引当金	104	118
店舗閉鎖損失引当金	150	109
リース資産減損勘定	374	287
資産除去債務	10	16
その他	206	101
流動負債合計	11,001	9,373
固定負債		
長期未払金	257	346
退職給付引当金	1,353	1,364
役員退職慰労引当金	133	-
転貸損失引当金	288	282
長期預り保証金	233	234
長期リース資産減損勘定	466	341
資産除去債務	618	605
その他	3	2
固定負債合計	3,354	3,178
負債合計	14,355	12,552
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,617	1,617
資本剰余金	5,299	5,299
利益剰余金	7,266	7,787
自己株式	5	163
株主資本合計	14,178	14,541
新株予約権	-	9
純資産合計	14,178	14,551
負債純資産合計	28,534	27,104

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)
売上高	18,935	18,463
売上原価	10,120	9,616
売上総利益	8,815	8,846
販売費及び一般管理費	8,151	7,797
営業利益	663	1,049
営業外収益		
受取利息	11	10
受取家賃	197	206
その他	74	72
営業外収益合計	283	289
営業外費用		
支払利息	2	2
不動産賃貸費用	189	194
転貸損失引当金繰入額	49	13
その他	7	2
営業外費用合計	250	212
経常利益	696	1,126
特別利益		
受取違約金	-	8
店舗閉鎖損失引当金戻入額	-	16
特別利益合計	-	24
特別損失		
店舗閉鎖損失	-	23
減損損失	47	1
店舗閉鎖損失引当金繰入額	50	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	505	-
災害による損失	34	-
その他	4	1
特別損失合計	642	25
税引前四半期純利益	54	1,125
法人税、住民税及び事業税	93	264
法人税等調整額	39	184
法人税等合計	133	449
四半期純利益又は四半期純損失()	79	676

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	54	1,125
減価償却費	82	103
減損損失	47	1
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	505	-
災害損失	34	-
退職給付引当金の増減額（は減少）	59	11
賞与引当金の増減額（は減少）	4	13
貸倒引当金の増減額（は減少）	0	5
受取利息及び受取配当金	11	10
転貸損失引当金の増減額（は減少）	34	6
店舗閉鎖損失引当金の増減額（は減少）	15	40
リース資産減損勘定の増減額（は減少）	258	212
支払利息	2	2
賃借料との相殺による保証金返還額	160	135
売上債権の増減額（は増加）	71	93
たな卸資産の増減額（は増加）	634	74
仕入債務の増減額（は減少）	2,066	1,488
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	5	133
店舗閉鎖損失	-	23
未払消費税等の増減額（は減少）	68	86
その他	82	4
小計	930	581
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	2	2
法人税等の支払額	68	54
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,001	636
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	51	132
定期預金の払戻による収入	-	7
敷金及び保証金の差入による支出	14	72
敷金及び保証金の回収による収入	158	158
その他	-	13
投資活動によるキャッシュ・フロー	92	53
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	0	157
配当金の支払額	155	155
リース債務の返済による支出	1	1
割賦債務の返済による支出	60	65
財務活動によるキャッシュ・フロー	217	380
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,127	1,071
現金及び現金同等物の期首残高	9,518	10,994
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,391	9,923

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(役員退職慰労引当金) 当社の役員退職慰労引当金については、従来、役員に対する退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく要支給額を計上していましたが、平成24年4月10日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議するとともに、平成24年5月23日開催の定時株主総会において在任期間に対応する退職慰労金の打ち切り支給を行うことを決議しております。 なお、支給の時期は各取締役及び監査役の退任時とし、平成24年5月23日開催の定時株主総会までの期間に相当する役員退職慰労引当金相当額135百万円を固定負債の「長期末払金」に計上しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年2月29日)	当第2四半期会計期間 (平成24年8月31日)
ファクタリング債務 一部の債務の支払について、従来の手形による支払に代え、ファクタリング方式による支払を採用しております。	同左

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬及び給与手当 2,560百万円	役員報酬及び給与手当 2,306百万円
賞与引当金繰入額 84百万円	賞与引当金繰入額 118百万円
退職給付費用 80百万円	退職給付費用 55百万円
営業地代家賃 2,611百万円	営業地代家賃 2,393百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年8月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年8月31日現在)
現金及び預金勘定 9,800百万円	現金及び預金勘定 12,525百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,409百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 2,602百万円
現金及び現金同等物 8,391百万円	現金及び現金同等物 9,923百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月25日 定時株主総会	普通株式	155	10.00	平成23年2月28日	平成23年5月26日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月23日 定時株主総会	普通株式	155	10.00	平成24年2月29日	平成24年5月24日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月10日 取締役会	普通株式	153	10.00	平成24年8月31日	平成24年11月2日	利益剰余金

3 株主資本の著しい変動

当第2四半期累計期間において、平成24年4月16日開催の取締役会決議により、平成24年4月17日に自己株式(274,000株)を取得しております。

これにより自己株式が157百万円増加し、当第2四半期会計期間末において自己株式が163百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年8月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成24年3月1日至平成24年8月31日)

当社は衣料品小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額()	5円08銭	43円95銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	79	676
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純 損失金額() (百万円)	79	676
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,594	15,390
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	43円94銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	3
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式で、前事業年度末から重要な変動があったもの の概要	-	-

(注) 前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成24年10月10日開催の取締役会において、平成24年8月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当の総額 153百万円

1株当たりの金額 10円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成24年11月2日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年10月10日

株式会社マックハウス
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 加藤 善孝 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士 本間 洋一 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士 狐塚 利光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マックハウスの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第23期事業年度の第2四半期会計期間（平成24年6月1日から平成24年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年3月1日から平成24年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マックハウスの平成24年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成24年2月29日をもって終了した前事業年度の第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成23年10月6日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成24年5月16日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。